

# 諫早市立真崎小学校いじめ防止基本方針（令和5年4月改定）

## 【学校教育目標】

夢や希望を抱き、主体的・協働的に学び、心豊かでたくましい児童の育成

## 【めざす児童像】

- めあてをもって、ねばり強く頑張る子
- ともに学び、認め合う子
- 思いを伝え合う子
- 心やさしい子

## 【校内いじめ対策委員会】

本組織は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

具体的には、

- いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割等を担うものである。

## 〈構成メンバー〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導部職員・養護教諭・学級担任

（心のケア相談員・スクールカウンセラー・学校評議員・学校支援会議委員）

※緊急時は校長及び教頭、学級担任で協議する。

【情報交換会】毎週月曜日 気になる児童の情報共有を行う。

## 【PTAとの連携】

- 「いじめ防止」に関わる啓発活動の推進。
  - ・育友会総会、役員会、学級懇談会等での啓発活動の実施。
  - ・育友会を主体とした研修会等の実施。
  - ・学校支援会議での情報交換
- 家庭での生活習慣、規範意識を指導するための組織全体での取組の推進。
  - ・懇談会等での協議や情報交換の実施。
- 地域・家庭での児童の生活の様子について情報収集
- ◇家庭・地域と連携した指導
  - ・「はつらつとした挨拶と返事」
  - ・「ふわふわ言葉をふやそう」
- ◇SNS・メディア研修
  - ・リスクに対する正しい理解

## 【関係機関との連携】

- 「いじめを生まない学級風土を作る。」教師の指導力向上のための連携。
  - ・大学等研究機関との連携
  - QUテストの実施
  - 関連研修の実施
  - ・県教育センターによる研修の実施
- 個々の児童の状況についての情報共有及び指導体制についての連携。
  - ・諫早市子育て支援課
  - ソーシャルワーカー
  - ・諫早市少年センター
  - ・長崎県教育センター
  - ・長崎地方法務局
  - ・長崎こども・女性・障害者支援センター
  - ・諫早警察署

## 【児童会活動】

- 委員会活動や学級活動を通して児童が主体的に生活規範を意識し、よりよい社会生活を営もとする心情の育成に努める。
  - ・月の生活目標についての児童会活動と連携した取組の実施。
- 集会活動、縦割活動や朝の挨拶運動の充実を通じて、児童相互の関係性の深化を図り共に豊かに生きていこうとする意識の形成に努める。
  - ・児童の相互のふれあい活動の充実。
  - ・人権週間、人権集会等の集会活動の実施。

## 【いじめ問題への取組】

### 〈いじめの防止について〉

- いじめを生まない学校・学級の風土づくりを進める。
  - ・ 道徳教育を通して、お互いに思いやり、共に豊かに生きていこうとする心情を培う。
  - ・ 児童会活動・学級活動を通じて、「いじめ」を絶対に許さず、共によりよく生活するための規範意識を培う。また、平成21年度に策定された「いじめ撲滅宣言」を活用し、「いじめ」の問題について、自らのこととして考え、自ら問題の解決に当たろうとする態度を養う。
  - ・ 自然の豊かさや生き物に触れ、命の大切さについて感じ取ることのできる学校環境を整える。
- 地域・家庭・学校が連携し共に「いじめ」を許さない地域風土を育てる。
  - ・ 育友会・地域との諸会合等で、いじめの状況等について情報交換、いじめ防止への啓発活動を進める。
    - ※ 育友会各会議、学校支援会議
    - 学校HPでのいじめ防止基本方針の公開
  - ・ 育友会・地域とのふれあいを深める諸行事の充実を図る。
    - ※ 真崎ふれあい広場
- 学校職員の「いじめ」を生まない指導力の向上研修を実施する。
  - ・ QUテストの実施と分析による学級経営の充実。
  - ・ 「いじめ対策ハンドブック」を活用した研修の継続。
  - ・ 特別支援学級児童の関係するいじめやそれに繋がる事例について、こまめに情報交換を行うとともに、個別の教育支援計画、指導計画の内容に基づいた指導のあり方を、特別支援コーディネーターを中心に相談していく。
  - ・ 同和問題や国籍、性差、性同一障害等、近年注目されている人権問題について、人権担当職員を中心に研修を行い、教職員の理解を深める。

### 〈いじめの早期発見について〉

- 担任による日常の児童観察。
- 職員による日常の児童観察。
- 年3回の「心のお天気カード」アンケート・全員面談の実施。
- 心のケア相談員（月6回）、スクールカウンセラー（週1回）による面談体制。
- 「配慮を要する子」の情報交換会による情報共有（月曜日）
- 児童による学校評価アンケート（年2回）
- SNS及びオンラインゲーム使用状況の把握と指導。

### 〈いじめに対する措置について〉

- 1 事例発生情報 → 校長（教頭）へ連絡  
※早期発見策等でいじめと疑われる事例については全て報告する。
- 2 事実確認 該当児童、周辺児童等に事情を聞き事実関係の確認
- 3 いじめ対策委員会で、事案を協議 → 教育委員会へ報告（即時又は月例報告）
  - ①解決への指導、援助方法
  - ②保護者への連絡
  - ③関係機関との連携
  - ④経過観察
  - ⑤再発防止策
- 4 指導後の状況確認  
問題を抱える児童についての個人ファイルを準備して、事例、家庭との対応、指導概要、他機関との連携などを一元化して管理し、児童の変容、状況について確認することができるようにする。

〈重大事案発生時の対処について〉

- 1 事例発生情報 → 校長（教頭）へ連絡
- 2 事実確認 該当児童，周辺児童等に事情を聞き事実関係の確認
- 3 いじめ対策委員会で，事案を確認・協議 → 教育委員会へ報告（即時）
- 4 教育委員会と連携し対応を進める
  - ①解決への指導，援助方法
  - ②当事者（加害・被害）保護者への連絡
  - ③関係機関との連携
  - ④育友会等全校保護者への連絡（保護者会）
  - ⑤再発防止策
  - ⑥報道機関との対応（教頭）
- 5 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携・協力
- 6 指導後の状況確認

**諫早市いじめ防止基本方針に伴う今後の新たな取り組み（具体策）**

○入学時や各年度初めに，地域・保護者や関係機関等にいじめ問題に対する学校の基本方針を必ず説明し，学校・保護者の連携体制を整備する。

教頭

○学校 HP へ，改訂した本校のいじめ防止基本方針を掲載し周知を図る。

教頭

○人権週間に向けての取り組み（代表委員会での話し合いを含む）に，諫早市の「いじめ撲滅宣言」を盛り込む。

児童会担当

○校内いじめ対策委員会において，学校評価アンケートの項目の見直しや心のお天気カードの結果の公開について，個人情報保護の観点も尊重しながら，結果の公開の可否や情報開示の方法について検討する。

いじめ対策委員会で検討済み・今後も検討継続

学校評価アンケートについては教頭が担当

○人権教育担当と生活指導主任，研究主任，特別支援コーディネーターが連携し，国籍，言語，文化等にかかわる差別や，性差，性同一障害等に配慮した指導のあり方などについての職員研修を計画する。

人権教育担当と職員研修担当で計画

※ 従来通り，情報交換会を中心とした職員間の情報共有と複数指導に努め，問題について指導した後の経過観察・報告及び記録をさらに強化していく。

特別支援コーディネーター、教頭で個人別ファイル等により記録・報告

【年間計画】

☆ 地域・家庭・学校で年間を通して指導を呼びかける項目

- ◇ 学校でも、地域でも家庭でもできる「はつらつとした挨拶・返事をしよう。」  
 ◇ 場にあった温かい言葉遣い「ふわふわ言葉をふやそう。」

月	活 動 内 容
4月	【生活】大きな声で、元気よく返事やあいさつをしよう 挨拶運動 学校基本方針の説明 校内いじめ対策委員会 育友会総会（いじめ防止基本方針説明）
5月	育友会役員会 学校支援会議
6月	長崎っ子の心を見つめる教育週間（道徳授業公開） 学校支援会議 心のお天気カード記入①・個人面談（全児童面談） QUテスト①実施
7月	育友会役員会 学級懇談会 1学期の反省・評価 保護者個別面談
8月	校内研修・学校支援会議 QUテストに関わる研修
9月	育友会役員会
10月	心のお天気カード記入②・個人面談（全児童面談）
11月	【生活】「君」「さん」をつけて呼び、ていねいな言葉を使おう QUテスト②実施 真崎ふれあい広場
12月	人権週間・人権集会 育友会役員会 学級懇談会 学校評価記入 2学期の反省・評価 校内いじめ対策委員会 企画委員会
1月	【生活】友達のいやがることはしない、言わない 校内支援委員会 心のお天気カード記入③・個人面談
2月	学校支援会議，学校関係者評価委員会
3月	3学期の反省・評価

《児童会活動》

- ・縦割活動 4月に班編制 年5回実施。
- ・生活目標についての児童会（人権生活委員会）の取組。目標に合わせ随時実施する。